

# 東京工科大学利益相反行為防止に関する規程

## (目 的)

第1条 この規程は、東京工科大学（以下「本学」という。）の産学官連携活動における教職員等の利益相反行為に関し、本学の就業規則等の関連諸規程に則り、産学官連携活動に伴って生じる利益相反行為を防止し、教職員等が産学官連携活動を適正かつ円滑に遂行することを目的とする。

## (用語の定義)

第2条 この規程に用いる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 教職員等とは、本学において教育及び研究に携わるすべての者をいう。
- (2) 企業等とは、企業、国、地方公共団体、独立行政法人及びその他の団体をいう。
- (3) 産学官連携活動とは、教職員等が企業等と共同の事業に従事することをいう。
- (4) 利益相反行為とは、教育及び研究等に関する教職員等としての義務よりも、自己又は第三者の利益を優先させる行為とし、次に掲げる行為を利益相反行為とする。
  - ア 本学における教育及び研究並びにその成果の活用という目的にそぐわない、専ら企業等の利益を目的とする研究並びに活動に従事する行為
  - イ 企業等との受託研究及び共同研究において、研究より生じる利益を不当に有利に自己又は親族が取締役、執行役、その他理事者を勤める企業等に帰属せしめる行為
  - ウ 本学において指導する学生を、教育的な目的に反する産学官連携活動に従事させる行為
- (5) 利益相反マネジメントとは、教職員等が産学官連携活動を行うための規則・運用をいう。

## (利益相反行為の回避)

第3条 教職員等は、産学官連携活動を行うに当たり、利益相反行為を行ってはならない。

## (委員会の設置)

第4条 第1条の目的を達成するため、本学に利益相反委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (位置付け及び構成)

第5条 委員会は、学長直属の委員会とする。

2. 委員会は、学長を委員長とし、次の委員をもって構成する。
  - (1) 研究科長
  - (2) 各学部長
  - (3) 学環長
  - (4) 研究所長
  - (5) 事務局長

(審議事項)

第6条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 利益相反マネジメントに係わる事項に関すること
  - (2) 利益相反行為の調査に関すること
  - (3) 利益相反行為の再発防止に関すること
  - (4) その他利益相反に関すること
2. 前項第2号に関し、委員会委員のうち当該利益相反行為に利害関係を有する委員は、当該審議に加わることはできない。

(会議出席者)

第7条 委員長は、前条に定める事項を審議するため、法人より監事の出席を依頼する。

2. 委員長は、必要に応じ学内外の有識者を出席させ、意見を聴くことができる。

(調査票)

第8条 産学官連携に携わる教職員は、利益相反に関する調査票(様式1)を年度末に大学事務局研究協力課(以下「研究協力課」という。)を通じて委員会に提出しなければならない。

(調査の実施)

第9条 委員長は、前条の調査票に基づき利益相反行為に該当する可能性が確認できた場合は、直ちに委員会において調査を実施するとともに、調査対象者に対しその旨を通知するものとする。

2. 委員長は、調査対象者に対し、関係資料を提出させるとともに、委員会において必要な説明を求めることができる。
3. 委員長は、調査対象者が所属する組織の関係者及びその他の者に対して、資料の提出及び説明等の必要な協力を求めることができるものとし、この場合において協力を求められた者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力するとともに、知り得た事実については忠実にその事実を述べるものとする。
4. 委員長は、調査対象者が第2項の求めに応じない場合であって、証拠隠滅等の恐れがあると判断した場合は、保全を必要とする場所への立ち入りを禁止する等、調査の遂行に必要な措置をとることができる。
5. 委員長は、前項の措置をとる場合は、調査対象者以外の教職員による教育・研究活動及び本学の管理運営に係わる業務に支障がないよう十分に配慮しなければならない。

(調査結果の通知及び不服申し立て)

第10条 委員会は、調査の結果に基づく審議の結果、利益相反行為の事実が明らかであると判断した場合は、調査対象者による利益相反行為があった事実の認定を行うものとする。

2. 委員会は、前項の認定の内容を審議結果通知書(様式2)により速やかに調査対象者に通知するものとする。
3. 調査対象者は、認定の内容に不服がある場合は、前項の通知を受け取った日から起算して10日以内に、不服申立書(様式3)により委員会に不服申し立てを行うことができる。
4. 委員会は、前項の不服申し立てがあった場合は、不服申し立ての内容を検討し、再調査の可否を決定するものとする。
5. 委員会は、再調査の必要がないと決定した場合は、速やかに調査対象者に通知するものとする。
6. 委員会は、再調査の実施を決定した場合は、速やかに再調査を実施し、その結

果を不服申立審議結果通知書（様式4）により調査対象者に通知するものとする。

（理事長への報告）

第11条 委員長は、第9条に定める調査の結果（前条第6項により再調査を実施した場合においては再調査の結果）を理事長に報告するものとする。

2. 理事長は、前項の報告内容が利益相反行為のあった事実の認定である場合は、必要により就業規則に基づく懲戒処分を行うものとする。

（再発防止）

第12条 委員長は、発生した利益相反行為の原因となった制度及び運用体制等の問題点を検討し、是正措置を講ずることにより再発防止に努めなければならない。

（守秘義務）

第13条 委員長及び委員は、委員会における利益相反行為に関する審議内容及び認定結果等を他に漏らしてはならない。また、委員長又は委員を退いた後も同様とする。

（通報・告発者及び調査対象者の保護）

第14条 委員長は、通報・告発者が利益相反行為を通報・告発したことによって不利益を受けることがないように配慮しなければならない。

2. 委員長は、調査対象者が利益相反行為を通報・告発されたことによって、誹謗中傷を受けたり、又は調査対象者の産学官連携活動が全面的に停止される等の不利益を受けることがないように配慮しなければならない。
3. 委員長は、第9条の調査を実施するに当たって、通報・告発者が了承した場合を除き、委員会の委員以外の者及び調査対象者に通報・告発者が特定されないように配慮しなければならない。

（関係部署等の協力）

第15条 委員会は、利益相反行為の調査、審議及び決定に当たり、関係部署等に必要な協力を求めることができる。

（個人情報及び企業等情報の管理）

第16条 委員会は、利益相反行為の報告、審議及び決定において関係する個人及び企業等に関する秘密とすべき情報を適切に管理しなければならない。

（庶務）

第17条 この規程に基づく庶務は、関係部署の協力を得て、研究協力課が行う。

（改廃）

第18条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て、学長が定める。

附 則

1. この規程は、平成22年4月1日から施行する。
1. この改正規程は、平成24年4月1日から施行する。